令和６年度第５回東久留米市地域自立支援協議会

令和７年２月１７日

【地域支援係長】　　それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

　皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。これより令和６年度第５回東久留米市地域自立支援協議会を始めさせていただきます。

　本日は、河野委員、清水委員、西山委員、岡野委員より欠席の御連絡をいただいております。過半数の委員出席がありますので、本日の会議は成立しています。

　それでは、議題に入る前に資料の御確認をお願いいたします。お手元の資料を御確認ください。一番上が本日の次第でございます。続きまして資料１、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の評価等に関する実施要領、続いて資料２、事業評価シートです。こちらは本日評価する誠音会のものになります。続いて資料３、評価結果通知書、グループホーム誠音会のものになります。これは以前、評価したものになります。続いて資料４、日中サービス支援型指定共同生活援助に係る評価結果通知書（案）、グループホームイノベル東久留米、前回評価いただいたものを今回、案として出させていただいています。続いて資料５、事業評価シート、グループホームイノベルヘルスケア。なお、資料２から５に関しましては事業活動情報と認められることから、市ホームページでの公表はしません。続いて資料６、東久留米市における今後の青年・成人期の余暇活動について。配付資料は以上になります。不足等がございましたら、挙手をお願いいたします。ないようなので、続けさせていただきます。

　続きまして、会を進めるに当たっての注意事項です。この会では議事録を作成いたしますので、発言のときはお名前をおっしゃってから御発言いただきますようお願いします。御発言の際は着席のままで結構でございます。また、議事録上、公開の際は会長や委員など、職名での記載となります。

　それでは、ここからの進行は会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いします。

【会長】　よろしくお願いいたします。

　まず、傍聴者についてですが、本日、傍聴を希望される方はいらっしゃるでしょうか。

（「傍聴者、います」の声あり）

【会長】　　入室を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】　　ありがとうございます。

　今後も傍聴を希望される方がいらっしゃいましたら、事務局に確認してもらった上でお認めしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】　　ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

　それでは、次第の１、協議事項です。まず、（１）日中サービス支援型指定共同生活援助（グループホーム）の実施状況の報告について、事務局より説明をお願いいたします。

【地域支援係長】

　資料１を御覧ください。本市におきましては、日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況について評価等に関する実施要領を策定し、これに基づき、本協議会において評価等を行っていただいております。評価の流れですが、事業所の説明の後、御質問、御意見、助言等を御発言いただき、事業所退室後、記載内容の取りまとめを行っていただきます。この内容を基に事務局にて評価結果通知書を作成し、後日、委員の皆様に御確認いただいた後、事業所に通知する予定となっております。

　以上です。

【会長】　　それでは、グループホームまことを運営する誠音会の方、理事長に入室いただきます。

（説明者入室）

【会長】　　本日は御出席いただき、ありがとうございます。

　国が定める基準において日中サービス支援型指定共同援助の提供に当たり、事業者は定期的に事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聞くこととされております。東久留米市におきましては、事業者は申請時、事業開始から６か月を経過したとき、事業実施状況等を報告したときから１年を経過したときは、協議会への当該事業の実施状況等について説明を行うものとするとあります。これに基づいて、運営方針、活動内容等を御説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

　委員の皆様におかれましては、事前に事業評価シートを御確認いただいていることと思いますが、まず、管理者の方からシートへの記載事項に沿った御説明や直近の運営状況、協議会に対する相談事項等がありましたら、お願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【誠音会】　　何を説明すればいいんですか。

【会長】　　共同事業評価シートに即して直近の運営状況や協議会に対する相談事項等の御説明をお願いいたします。

【誠音会】　　日中サービス支援型ということでやらせていただいて２年目になります。それで、今、利用者様は８名いらっしゃって、定員が９名なので、あと１人足りないような状況です。うちの場合は日中サービス支援なので、区分の重い方が中心となっていて、区分４が３人で、区分６が５名いらっしゃるという形で進めさせていただいています。あと、職員のほうもうちの特徴としては看護師が５人います。それで、利用者様の区分の重い方の中にも医療的ケアの方もいらっしゃって、１型糖尿病の方もいらっしゃって、注射を打たなければいけないので、看護体制を充実させています。利用者様の構成としては、品川区から１人、世田谷から１人、東村山から４人、小平から１人、西東京市さんから１人の構成になっています。

　日中支援ということで、日中もいらっしゃる方がいれば、サポートするんですけれども、ほとんどの方が生活介護に出かけていらっしゃるので、主に１人か２人の方が日中いらっしゃるような形です。いらっしゃる方は区分が４でちょっと軽いので、会話もできるということから、食事や入浴、着替え、体操や排泄支援などもしておりますし、それから、うちは畑があるので、畑で作物を取ったり、水やりをしたり、それから室内ではお絵描きをしたり、一緒にテレビを見たり、カラオケをしたり、洗濯物を畳んでいただいたり、それから食事をちょっと一緒に運んでいただいたりというような形で、職員と一緒になりながら、生活をしていただいています。

　大体そのような形で進めさせていただいています。

【会長】　もし差し支えなければ、資料の裏面の運営状況についても簡潔に御説明いただけないでしょうか。

【誠音会】　　はい。一番上の利用者様に対してどのような支援を行っているかというのは先ほど説明しました。外出や余暇活動というのは、近くに公園があって、それから隣がコンビニなので、コンビニに出かけたり、一緒にレストランなどに行って食事をしたりということもしています。ただ、区分６の方はそれがもうできないので、区分４の方だけになってしまいます。

　あとは、医療機関に対しては、あおば病院と多摩北部に行っていらっしゃる方が多いので、それに付き添ったりしています。それから、看護師が５人と申し上げましたが、バイタルチェックや注射などもして、看護体制は充実させています。

　それから、職員の研修ですけれども、サポートカレッジというソフト会社と契約していて、それを全員、受講してそれで受講証明書を取って、施設に納めさせていただいている、報告するということを徹底しています。

　それから、虐待やハラスメントの教育というところは、入職時にまずそれを一番最初に研修していただいて、虐待やハラスメントに対しては全員で受講するようにはしています。

　大体そのような形で進めさせていただいています。あと、金銭管理とか、そういったことは皆さんの施設と同じような形で金庫に入れて管理して、帳簿をつけています。

　それから、御家族の方は大体週に１回ぐらいはお見えになって、利用者様とお話をしているような状況です。土日になったら、皆さん、自宅に戻るような形になっています。

　そういったところです。

【会長】　　ありがとうございました。

　それでは、委員の皆様から御質問、御要望等がございましたら、御発言をお願いいたします。委員、お願いいたします。

【委員】

　開所して２年たったんですけれども、その２年の間に退所された方とかがもしいたら、人数とその理由が、もし差し支えなければ、教えていただきたいです。

【誠音会】　　退所した人は１人です。その方は、うちは精神の方は取らないんですけれども、精神の病気を隠して入所されていて、ある日、逃亡して、結構捜したんですけれども、やっと見つけて、それでずっと逃亡癖があって、うちには入れないということで退所していただきました。というか、あおば病院のほうに入院していただきました。それだけです。

【会長】　　よろしいですか。委員、お願いします。

【委員】　　お願いします。

　１０代の方が２人いるということで、この方たちは学校ではないということですか。

【誠音会】　　特別支援学校を卒業された方。

【委員】　　そうすると、日中はどこかに通っているということ。

【誠音会】　　そうです。生活介護に行っていらっしゃいます。

【委員】　　あと、サービス管理責任者を２人配置されているということでよろしいんですか。

【誠音会】　　はい。実践研修まで受けていただいて、本当のサービス管理責任者が２人います。

【委員】　　ありがとうございます。

【会長】　　委員、お願いいたします。

【委員】　　こんにちは。

　先ほど、皆さん、土日は自宅に帰られるという話だったんですけれども、それは帰らなければいけないということですか。それとも帰らなくても。体制的には問題なく残っても構わないということですか。

【誠音会】　　そうです。

【委員】　　ありがとうございます。

【会長】　　委員、お願いいたします。

【委員】

　今回のお話に直接は関係ありませんけれども、記憶が正しければ、過去２回ほど、こちらのほうで御報告をいただく予定だったと記憶していますが、来られなかった理由というのはどのような理由で来られなかったんでしょうか。

【誠音会】　　私ですか。体調がよくなくて、やっと調子が上がってきたので今日は参加させていただくようになって、大変御迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。

【会長】　　そのほかにいかがでしょうか。委員、お願いいたします。

【委員】

　短期入所が１か月当たり１４日という記載があるんですけれども、緊急の対応というのは受入れ可能なんでしょうか。

【誠音会】　　受入れ可能ですけれども、緊急の対応というのはやったことがありませんけれども。

【会長】　　委員、お願いいたします。

【委員】

　先ほど、最初に伺ったときに女子だけというふうに聞いているんですが、今でも女子だけなんでしょうか。

【誠音会】　　そうです。

【委員】　　今後もずっと。

【誠音会】　　そうです。

【委員】　　分かりました。ありがとうございます。

【会長】　　そのほかにいかがでしょうか。委員、お願いいたします。

【委員】　　　この運営状況の中にちょっと書かれていないんですけれども、利用される方のお一人お一人の日常的な記録というものは、これはきちっと取っておられるんでしょうか。

【誠音会】　　ソフトを導入してあって、１日の流れが全部記入してあります。それから、体温とかも測っていたり、それから排泄の水量とか、そういうのも全部記入して、細かく管理しています。

【委員】　　利用者さんとのやり取りとか、そういう内容も全部含めて。

【誠音会】　　そうです。今日、こういうことを話したとか、何を食べたとか、楽しそうだったとかいうことを全部まとめて、月に１回、お父様、お母様方に報告として差し上げています。

【委員】　　ありがとうございます。

【会長】　　いかがでしょうか。

　では、私から質問いたします。

　令和５年の１１月の評価シートに対してこちらの協議会で意見を幾つか申し上げていますが、この１年強でどのような改善を図られたか、お差し支えない範囲で少し具体的に教えていただけますか。例えば、職員がオーバーワークにならないような対策としてどのようなことを取られたのか、虐待につながらないようにどのような対策を取られたのかといったことをお差し支えない範囲で教えてください。

【誠音会】　　よく職員と話し合って決めるようにはしています。一応、職員のスキルを上げるために、先ほどサポートカレッジというソフトを利用して研修を徹底的にしています。それによって職員のスキルはどんどん上がってきて、安全な運営体制で行えるとは思っているんですけれども。

【会長】　　話の流れで、保護者との情報共有は引き続き継続して行われていると理解して差し支えないでしょうか。

【誠音会】　　はい。

【会長】　　分かりました。ありがとうございます。委員、お願いいたします。

【委員】

　当初、食事のところは法人の保育園から持ってこられるということでおっしゃっていましたが、それはまた今でも継続されているんですか。書いてあるようで書いていないので。

【誠音会】　　保育園で作って、それでこちらに運んで、こちらでは解凍だけするような形。職員の手を使わないようにしています。

【委員】　　継続してやっているということですね。

【誠音会】　　そうです。

【委員】　　分かりました。

【会長】

　予定よりも少し間が空いてしまったこともあって、私の記憶が曖昧な部分があるので重複しているかもしれないんですが、保護者との情報共有の機会は具体的にどれぐらいの頻度でどのような形で取られているのか、もう一度教えていただけますか。

【誠音会】　　確実に取っているのは、毎月の御請求のときに先ほど申し上げたとおり、日々の流れの紙をお渡しして、それでそれを説明するようにしているんですけれども、それが最低のパターンで、大体週１でいらっしゃるので、そのときには話をするようにはしています。

【会長】　　ありがとうございます。例えば、先ほど委員から御質問があったような、日々の記録は保護者の方の求めに応じて開示されたり、共有されたりしていらっしゃいますか。

【誠音会】　　必ず差し上げるようにしています。

【会長】　　先ほど紙でとおっしゃったのは、その専用のソフトを使って記録をしたものをそのままお渡ししているということです。

【誠音会】　　そうです。大体１日３００字ぐらいにはまとまっていますので、相当の情報量だと思います。

【会長】　　比較的日々の記録は週１であれ月１であれ、保護者の方には比較的具体的に届くようになっているということですね。

【誠音会】　　渡しています。

【会長】　　分かりました。ありがとうございます。委員、お願いいたします。

【委員】　　　場所的にあそこは白山公園の近くなので、あと七小があるので、地域との交流というのはまことさんの北側が住宅街なんですが、それ以外のところはなかなか交流するというのが少ないような感じなんですけれども、具体的には何か地域との交流というのは２年間やってみてできそうな感じはありますか。

【誠音会】　　周りの方々とはよく挨拶をして話し合っていますけれども、あとは滝山のお祭りとか、あのぐらいの感じですか。

【委員】　　地域との交流というのは、割とグループホームも必要とされている部分もありますので、ぜひ考えていただけたらというふうに思うし、あと、品川と世田谷、結構遠いところから来ているので、住所が品川とか世田谷ということで。

【誠音会】　　そうです。うちに住んでいらっしゃるので。

【委員】　　日中は近くのところか、それともグループホームで過ごされているということでいいんですか。

【誠音会】　　そうです。

【委員】　　では、この世田谷や品川の人は日中はまことで暮らしている、過ごしているという。ありがとうございます。

【会長】　　お願いいたします。

【委員】　　虐待とか、権利侵害は比較的分かりやすいと思うんですが、ハラスメントということになると、なかなか判断が難しいんですが、その辺の考え方の基準、何かありましたら教えていただきたいんですけれども。

【誠音会】　　私もハラスメントに対してはいろいろな文献を調べて、その文献をまとめて職員を教育するようにしているんですけれども、私自身にそのスキルがないもので、非常に難しいなとは思うんですけれども。ですから、文献を利用させていただいたり、それからサポートカレッジという研修ソフトを使ってハラスメントの画像を見てもらうようにはしています。

【委員】　　なるほど。ですから、本当に細かなことなんだよね。ですから、しっかりこの辺は見ていただきたいと思います。人間というのはちょっとしたことで、みんな落ち込んだり、自分を駄目だと思うようになりますから、その辺はよろしくお願いいたします。

　以上です。

【会長】　　ありがとうございました。委員、お願いいたします。

【委員】

　ここに入所されている方の御住所が東久留米にありながら、東久留米の方が１人もいらっしゃらないというところで、なかなかお近づきになりにくい関係かなと思うんですけれども、計画相談をやっている方もそれぞれのもともとの自治体の方がやっていらっしゃるんですか。東久留米の方がやっていたりする方もいらっしゃいますか。

【誠音会】　　不思議と東村山中心です。あとは特別支援学校と相談してあって、卒業生をうちで引き取るというような流れをつくっています。たまたまそれは東久留米市との絡みはなくて、東久留米の特別支援学校との絡みはありますけれども。相談員というのが不思議といないんです。東久留米はですね。

【委員】　　分かりました。ありがとうございます。

　では、支給決定は多分それぞれの住んでいる自治体で支給決定されているのかなと思うんですけれども、その自治体の相談支援事業者の方が計画相談をやっていらっしゃるということ、じゃなくて、東村山の。

【誠音会】　　そうですね。それぞれの自治体の方です。

【委員】　　それぞれの。ありがとうございます。

【会長】　　お願いいたします。

【委員】　　先ほどの１人退所された方が精神を持っているというふうに言わなかったというところで、計画相談とのやり取りというのは、そこではその人の障害状況とかというやり取りはなかったんですか。

【誠音会】　　その方はあおば病院から直接来られて、相談員はいないんです。あおば病院自体がこちらに投げかけてきたということなんです。障害があるというのは、逃げ出したり、それから救急車や消防車を毎日呼ぶとか、そういうような錯乱状態になりました。ですから、ちょっとうちでは対応できないなと思って、退所していただきました。

【委員】　　ということは、病院からまことさんのほうにその方が見られないかという要請があったので受け入れたんですが、そこでは計画相談、介してないという。

【誠音会】　　そうです。

【委員】　　あり得るんですか。

【委員】　　それは御自身でプランを立てたという形ですか。要は計画相談を立てて市のほうに審査していただいて、支給決定が下りるという流れだと思うんですけれども、病院からグループホームに入りたいからって見学をされる。そして、グループホームを気に入ったから入れてくださいということで、では、今度、相談支援事業所に計画相談を立ててくださいという流れになると思うんですけれども、そこのプロセスが欠けてしまっているので、支給決定がどういった形で下りていたのかなというところが、皆さんの今、疑問だと思います。

【誠音会】　　計画相談の方がいらっしゃらなかったです。直接。その場合だと、多分受給者証が出ないということですか。でも、持っていらっしゃったので、それはちょっと私もよく分からないです。ですし、二、三日しかいらっしゃらなかったので、すぐ逃亡してしまったので。

【委員】　　日数が少なかったということですか。

【誠音会】　　ええ。

【会長】　　　大変デリケートな問題なので質問しにくいんですが、あおば病院という医療機関の特性を考えると、精神を受けないというそちらの施設との方針と初めから相入れないように聞こえるんですが、そこのやり取りはどのようにされたんでしょうか。

【誠音会】　　それはあおば病院さんには説明してあって、精神の方は受け付けないということで、いや、精神の方ではなくて、知的の方ですという説明を受けて入所ということになったんですけれども。

【会長】　　分かりました。ありがとうございます。委員、お願いいたします。

【委員】　　すごく個人情報もあると思うんですけれども、その方、数日しかいらっしゃらなかったということは、基本的には８人でずっといて、１人募集中というふうにということですか。

【誠音会】　　はい。４月に区分６の方が１人、卒業されてうちに入ってくることになっている、満床になるかなとは思いますけれども。

【会長】　　委員、お願いいたします。

【委員】　　　評価シートの表の４番のところで障害特性で強度行動障害のある人と書いてあるんですけれども、１名いるということなんですけれども、強度行動障害というのは割と行政用語であって、どちらかというと自閉なのか、障害としては知的であったりとか、その暮らしぶりの中で強度行動障害という名前がくっつくだけであって、先ほども言ったように、知的の方が精神を病むということもあるし、結構そこら辺の分かれ目というのは障害の中で割と分かれ目がなかったりとかする部分では、やっぱり計画相談とかを入れて、今後なんですけれども、入れて、やっぱりしっかりと支えていかないと、精神だから駄目とか、知的だからいいとか、身体だからいいとかというふうにはなかなか障害の分野ってそこら辺は区別できない状況があるので、しっかりと計画相談と相談しながら、まことさんで見られるのか見られないのかというのをやっていただけると、結構、まことさんのほうも大変だったと思うんですけれども、障害のある人たちも割といろいろな社会的なストレスを持ちながら生活されている方もいるので、その人を守るためにも地域で支えていくという視点でこれからやっていただけるとありがたいなと思っています。意見です。

【委員】　　障害って結構幅が広くて、その人が割とそういう行動って、強度行動障害という方というふうに行政用語では当てはめるんです。だから、精神ということではなくて、やっぱりそういう行動を起こす背景というのはやっぱりありまして、そこをどう我々、福祉現場の人間が背景を含めて対応していくのかというのが大事な支援の柱なんです。

　保育から障害に初めて入ってきた社会福祉法人さんなので、学んでいただけるとありがたいなというふうに思いますので、ぜひ御協力していただけると思います。

【会長】　　委員、お願いいたします。

【委員】　障害といったところなんですけれども、その方々の背景、生育歴ですとか、そういったところによって出てくる症状であったりとか、その方の特性であったりといったところが多分にあるかなというふうに思っております。ですので、やはり受入れの裾野といったところを広げていただくためにも、ぜひ皆さんで協力しながら勉強をして受入れの体制を、環境づくりといったところで整えていかれてから受入れのほうをぜひ広げていただければというふうに思います。

【会長】　　委員、お願いします。

【委員】　　委員もおっしゃったように、生育歴とか、多分学校での過ごしの情報とか、やはり情報をしっかりと入れていかないと、障害のある人がグループホームに入るということは集団生活をするということになるんです。そうすると、時間を守らなければいけなかったり、食事時間が決まっていたりとか、グループホームでのいろいろな制約がありますので、そういったことに本当に経験が積んでいるのかどうなのかということをしっかり考えないと、それは障害のある人もそうだけれども、今おっしゃったように、やっぱりスタッフを守るためにもしっかりと情報を入れて支援していかないといけないのかな。

【会長】　　ありがとうございます。

　そのほか、いかがでしょうか。

　ありがとうございます。それでは、誠音会の方にお答えしていただきますが、特に、今、協議の後半で出たような利用者さんの対応にそれなりに難しさのある利用者さんであっても、世の中、障害の重度・重複化、多様化という言葉がよく言われるようになっている時代でもありますので、利用者様もスタッフの方も守る、そういう環境をつくっていただきたいと思います。

　本日はどうもありがとうございました。

【誠音会】　　ありがとうございました。

　では、失礼します。

（説明者退室）

【会長】　　ありがとうございました。それでは、評価結果を取りまとめたいと思います。

　まず、事業評価シートの内容に関することで御意見、御要望等ございましたら、御発言をお願いいたします。

【会長】　　事業評価シートにつきまして御発言ありましたら、ぜひお願いいたします。委員、お願いいたします。

【委員】　　　評価シートについては特に、地域のイベントというのはなかなかできていない部分では、やっていますみたいな感じではなくて、やっぱり今後取り組んでいきたいと思っていますというような、実態を踏まえた書き方をしていただけるとありがたいなというふうには思いました。

　それから、理事長さん自身も勉強してもらわないとちょっとまずいのではないかなというふうに思いますが、ほかの方たち、どうですか。

【会長】

　評価シート以外の意見にももう入っているので、そのまま評価シート以外のことも御発言等、ぜひいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。委員、お願いいたします。

【委員】　　相談支援員としても親としても、やっぱり入ったはいいけれども出されるというのが一番つらいし、本当に支援員としても困ることなので、やっぱり入所に当たっては十分試泊をするなり、ちょっとあんまり安易に、特別支援学校の今度４月から受けるとおっしゃっていましたけれども、その子がどの程度試泊してどの程度把握しているか、ちょっと不安かなと思うと、そういう事前のことはちゃんとやっていただきたいなというのは思いました。

【会長】　　委員、お願いいたします。

【委員】　　私も一般論ですけれども、本当に障害者がいたら、半分以上は男子なわけで、６割、７割は大体男の子で、女の子は数が少ないとは言え、結構大変な子が多いんです、女子は。面倒くさいし、凶暴だし、結構凶暴なのばかり私のところに充てるんですよね。なので、結構私もかみつかれたり、首絞められたり、殴られたり、結構いろいろやられているんですけれども、どういう経緯でその職員が殴られて入院しなければいけないまでのけがを負わされたのか、その経緯がよく分からないし、多分彼女、殴った側の加害者の障害のある女の子は、何か理由がないときっと殴らないと思うし、殴った理由が何なのかというのも分からないかなと思います。

　スキルアップしていると今おっしゃっていましたけれども、どの程度どうなのかなという、ちょっと不安はあります。

【会長】　　委員、お願いいたします。

【委員】　　何日かでいなくなったという方、利用者さんに関しても、受給者証が発行されている経緯が分かっていらっしゃらないというところで、その辺も確認不足というか、制度に対してもうちょっとお勉強していただいたほうがいいのかなと思いました。

【会長】　　委員、お願いいたします。

【委員】　　所属の自治体ではないのかもしれないけれども、そこら辺を行政側としては何か情報とかは持っていらっしゃらないのですか。

【地域支援係長】　　持っていないです。

【委員】　　まことさんは滝山にあるので、こういう形で自立支援協議会のほうに来て、１年間、今後、また１年後に来てもらうことになるとは思うんですけれども、利用者さんは市外の方の場合のそういった具体的な支援のことに関して行政側もなかなか利用者がいないということでということで、みんなの意見を聞きながら、東京都に相談するというのも一つ方法かもしれないけれども、そこら辺を考えておかないと、ここの場がただ単なる情報だけの場になってしまうおそれがあるのかなというふうに思いました。

【会長】　　ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。委員、お願いいたします。

【委員】　　　話をずっと聞いていまして、やはり誠音会さん自身が勉強不足だと思います。もう率直に言ってしまえば。もう少し勉強していただかないと、僕は精神のこととか、そういうことは全然よく分からないんですが、全体的にやはりそういう知識が不足しているということが言えると思います。

　以上です。

【会長】　　ありがとうございます。いかがでしょうか。

　少しだけ口を挟ませていただくと、先ほど私も質問させていただいたんですけれども、やっぱりどうしても事業評価シートが記述に具体性がないので、例えば、せっかく私たち、令和５年にも評価していて、それについてもやっていますとしか書かれていないので、では、どうしたのかというのが知りたくて質問したんですが、先ほどの、まさに今の知識というか、そういうことを説明する言葉を十分にお持ちでないという印象は正直受けています。

　なので、委員の皆様が恐らく同様に言われた専門性の蓄積みたいなことが強く求めなければいけないのかなとは感じた次第ですが、何か御発言がおありであれば、お願いいたします。よろしいですか。

　では、今ほど御発言いただいた内容を事務局にて取りまとめていただき、後日、委員の皆様に御確認いただいた上で、それを評価結果通知といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】　　ありがとうございます。

　では、協議事項の２、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の評価について、事務局より説明をお願いいたします。

【地域支援係長】　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の評価について事務局から御説明いたします。

　本市におきましては日中サービス支援型共同生活援助の実施状況について評価等に関する実施要領を作成しております。これに基づき、前回開催の協議会において評価を行っていただいたイノベルヘルスケアについて内容をまとめさせていただき、評価結果通知を作成いたしました。資料４を御覧ください。

　記の下の３番から読み上げさせていただきたいと思います。事業の開始年月日、令和７年３月１日。

　４番、事業評価シートの内容に対する意見等、人員不足、時間外労働、休暇の不消化など、職員が疲弊する要素が多い。職員の疲弊は虐待につながるおそれもあることから、十分なサポートを適切に行うとともにオーバーワークとならないよう配慮しながら、事業を十全に運営できるよう、人員の確保及び配置が適切になるように適宜見直しを行っていただきたい。必要となる知識・スキルの習得と業務内容や仕事の方向性を統一するためにも職員研修が適切に行われるようにしていただきたい。自治会等、地域との関係構築に取り組んでいただきたい。

　続いて５番、その他助言等、身体、知的、精神の３障害を受け入れることは地域資源として評価する。適切に対応できるよう、職員の研修や非常時の応援体制等を確保していただきたい。また、管理者に経験が不足している際には、専門的な指導と支援を行っていただきたい。家族や医療者の不安を軽減するため、事業の承継に係る経緯の説明を十分に行っていただきたい。本社から派遣されている経験を有するスタッフからスキルや考え方を継承し、長期的な支援体制を確立していただきたい。株式会社恵に対して本協議会が行った事業評価を引継ぎ事項としていただきたい。

　資料については以上です。

　事務局としてはこれを通知の案として御提示させていただき、皆様の御意見を頂戴した上で内容を決定させていただければと存じます。また、事務局で２月６日にグループホームふわふわの現況確認をいたしましたので、合わせて御報告いたします。

　資料５を御覧ください。前回協議会での指摘を踏まえ、事業者にて修正いただいたものになります。人員配置については事務局にてシフト表及び現地での人員状況も確認し、改善されていることを確認しました。また、１.施設概要については、誤記入及び未稼働の施設を削除する修正をしていただきました。

　以上です。

【会長】　　ありがとうございました。

　本件について御意見のある方、いらっしゃいましたら、御発言ください。委員、お願いいたします。

【委員】　　です。

　資料５が今の説明だと、現状の。

【地域支援係長】　　現状です。

【委員】　　これ、現状でいいの。事業開始がまだなのに。

【地域支援係長】　　一応、事業開始予定のものになりまして、現状のふわふわの人員配置をそのまま引き継ぐというような内容になります。

【委員】　　ですけれども、今、ふわふわさんのほうは本社から派遣されて、後で委員が言うと思うんですけれども、結構手厚くというので、それがイノベルになっても継続するからこの数字を入れているという解釈でよろしいんでしょうか。

【障害福祉課長】　　　現状のほうを確認させていただきまして、今、委員が言われるとおり、本社というか、別の事業所から応援体制、本社からも、本社と別の事業所から応援体制が今組まれて、ふわふわのほうで稼働されている状況でして、その人員配置の人数が３番の人員配置に書かれている人数ということになります。

　３月１日以降、イノベルヘルスケアのほうに事業が承継される形になりますが、人員に関しましては今の人員がそのまま引き継がれるというふうに伺っております。また、応援体制につきましては、この３月１日ですぐに引上げるということではなくて、この採用されているのが１月とか２月に採用されている職員がかなり多いというふうに伺っておりますので、今、ＯＪＴを行いながら、支援に入っているという状況でございましたので、３月１日以降も応援職員は引き続き応援に入るというふうに伺っておりまして、そこでイノベル東久留米の職員のほうが一定対応ができるようになったときにまた引き上げていくというふうに伺っております。

【会長】　　委員、お願いいたします。

【委員】　　そうすると、事業を委譲する際に恵のほうとイノベルが連携しながら利用者の支援に支障が来ないようにしたいというふうに取っていいんですね。いつまでも恵が何か影響力を及ぼしているというわけではなくて、そういう形で考えればいいということで。

【障害福祉課長】　　そうですね。職員としては、今支援に入っているグループホームふわふわの職員、恵の職員がそのまま３月１日にイノベルヘルスケアのほうに身分が移管されるような形になりますので、支援体制としては変わらないといった状況でございます。

【委員】　　ありがとうございます。引き続いてなんですが、施設概要のところではこういう評価で、施設としては二重認定員なんだけれども、１階の１０人を使うというふうに捉えていい。はい。

　それから、実は利用者の中で東村山の方もいたので、一応、私のほうで東村山のケースワーカーさんがいたので報告をさせてもらって、すぐにふわふわのほうに行ったそうです。その報告も私のほうにいただいて、実は記録がなくて、利用者さんの支援にすごく支障が来ていたという報告をケースワーカーさんからいただいて、もう試行錯誤で支援をしていますみたいなことをおっしゃっていました。

　だから、本当に文章的にはきれいに書かれているんですが、そこら辺、評価シートの中にもそういった利用者の資料みたいなものをしっかりと記録をすることと書くことが必要なのではないかなというふうに思いました。

　以上です。

【会長】　　ありがとうございました。

　そのほか、いかがでしょうか。委員、お願いいたします。

【委員】　　本当にふわふわのことに関しましては皆さんに本当に多大な御心配と御迷惑もおかけしていると思っています。前のふわふわの管理者はほぼワンオペで支援をしていたので、もう１人１人の記録がないというのも私もちょっと多分そうだろうなというのは想像していましたけれども、やっぱりかという感じです。

　イノベルと今、恵とどっちなのという感じなんですけれども、人は今すごく増えていまして、６人ぐらい常時いる感じで、駐車場もすごい車がいっぱい停まっていて、何か今日、人がすごいいっぱいいるという印象です。結構、福祉を長年やっていてもうベテランですという感じの支援員の方とかも入ってくださっているので、少し子供たちの表情も明るくなってきたかなという感じです。ありがとうございます。

【会長】　　ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

　記録のことって私、ちょっと初めて聞いたんですけれども、記録がないというのは、つまり、連携も共有もないということを意味するので、どちらが先か分からないんですけれども、ワンオペだから記録がないのか、記録がないからなおさらワンオペにならざるを得ないのかという辺りも、ちょっと言葉はきついですけれども、ある種の悪循環みたいなことになりかねないのかなという印象を今お二方の発言を聞いて思いました。

　すみません。口を挟みました。そのほか、何か御発言の委員はいらっしゃいますか。委員、お願いいたします。

【委員】　　今回、こういう形になってしまったんですけれども、利用者さんの生活を守るという視点で協議会もやっぱりそこは守っていかなければいけないかなというふうに思っていて、一応東村山、東久留米の利用者さんの相談支援員は把握をしていて、清瀬がちょっと、１人は把握できていないんですが、３人のうち２人は分かっていて、１人が分かっていないんですが、それぞれの相談支援員さんにも情報共有しながら、会社が変わったとしてもしっかり支援が行われるように、自立支援協議会としても取り組んでいきたいなというふうに思っています。

　補足なんですが、東村山でケースワーカーにこの話をしたところ、東村山で東久留米以外のふわふわ、千葉のところにいる利用者さんはやっぱり虐待で相等大変だったという話をしていますので、そういう意味でもしっかりと利用者を守るという視点はしっかりとイノベルになったとしても持ち続けないといけないのかなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

【会長】　ありがとうございました。そのほか、よろしいでしょうか。よろしいですか。

　ありがとうございます。それでは、今いただきました御意見を事務局が通知案に反映させて事業者へ通知をお願いいたします。

　では、続いて協議事項の（３）青年・成人期の余暇活動について事務局より説明をお願いいたします。

【地域支援係長】　　事務局より御説明させていただきます。

　青年・成人期の余暇活動の実施に関する事務局案なんですけれども、資料６を御覧ください。こちらについて、前回案から変更点はないので御説明については割愛させていただきます。

　前回、皆様からいただきました意見を踏まえまして、今後実施を検討させていただきたいと思いまして、今回、御意見を頂戴できればと思います。

　以上です。

【会長】　　　ただいまの御説明につきまして御意見のある方、いらっしゃいましたら御発言ください。委員、お願いいたします。

【委員】　　　現状と課題のところの１番のさいわい福祉センターの施設貸出しで、今まで週火曜日だけだったのが木曜って、火木で週２日に増えて、今現在、かるがもと優優が利用させていただいているんですけれども、ここの拡充を目指しというところがどういうふうに拡充が目指せるのかなというのが、正直、週２日に増えて２団体で活動していても、なかなか活動内容がちょっとマンネリというか、広がらないところもあって、今、月１回、笑いヨガの講師の方に来ていただいて、みんなで活動したりはして、少しずつそうやって何かしらやっていこうと思ってはいるんですけれども、２団体でいいのかというところと、ちょっとさいわいの利用について悩んでいるところではあります。だから、この拡充を目指すというところをもうちょっと具体的に動いていただけるとありがたいなと思います。

【会長】　　ありがとうございました。何か事務局のほうでお答えすることがあればお願いします。

【障害福祉課長】　　　週２日に増加をして貸出しを日数を増やすことで、今、かるがもさん、優優さんで事業を実施していただいているところに別の事業者さんも加わっていただけないかなというところで、施設代表者会のほうで拡充することを周知させていただきまして、そこに参加できる方は御検討くださいというふうな情報提供のほうはさせていただいてはいるところですけれども、今のところ、まだ検討されているところが１事業所あるというふうには伺っておりますけれども、実際にまだ動きがないというところでして、今後引き続き周知のほうを継続していく必要があるのかなというふうには考えております。

【会長】　　ありがとうございました。

　そのほか、御発言がありましたら、お願いいたします。

　基本的な質問ですみません。前回も似たようなことを聞いたかもしれないんですが、この実施に関する事務局案というのは基本的な活動の方向性を示したものという意味ですね。具体的なアクションプランというよりは方向性を共有するためにここで示されているものということですね。その後、どういう形で今後の展開は見込まれているんでしょうか。例えば、これが次にアクションプランになりますよみたいなことが今の時点でもし決まっていれば教えてください。

【障害福祉課長】　　３のひばり学級の活動強化の方向性というところで書かせていただいている方向性のほうをお示しさせていただいておりまして、今後の展望のところで令和７年度の取組としてこのひばり学級の現行の取組に追加して、オープン事業を新たに実施すると。そのオープン事業についてまた協議会の皆さんにも内容を御確認いただきまして、その評価をしていただき、令和８年度以降の取組に具体的に生かしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

【会長】　　ありがとうございます。

　そのほか、いかがでしょうか。委員、お願いいたします。

【委員】　　　前回ちょっと時間があれで、別な用事で退出させていただいたので、この事務局案を見ているんですが、目的のところが日中の就労後、休日後ということで、割とひばりという話が出てきているということになると、本当に月に何回か、月に１回あるかないかの青年・成人期の活動みたいな印象があるんですが、もともとはもうちょっと放課後等デイサービスの成人版という位置づけもあったような気がするんですが、そこら辺の議論というのはどうなったのかなというのが一つと、あと、さいわいセンターの施設貸出しということなんですが、これはちょっと今回の事案とは別なんですが、さいわいさんを使うのはいいと思うんですが、もうさいわいができて２７年以上、もう３０年近い状況でもともと措置時代からできているので、今のニーズとまた、今は相互支援法になった状況があるので、やっぱりさいわいさんに何でもかんでも助けを借りるのではなくて、さいわいさんの本当に今現状、どういうことが地域の障害のある人に合ったセンターとしての在り方というのを別に考えていかないと、施設貸出しとか、ちょこちょこといろいろなことがさいわいさんに盛り込まれて、今、成人期じゃなくて、幼児の緊急もやったりとかしている状況があるので、そこら辺は根本的に見直さないと、さいわいさんの負担になるのではないかなというふうに思っています。

　だから、一つは放課後等デイサービスの成人期の延長線上の話はどうなったのかということと、さいわいさんが施設貸出しということで挙げているんですが、もうちょっとさいわいさんの立場に立って考えていかないといけないのではないかという、その２点です。

【障害福祉課長】　１点目の放課後等デイサービスの延長というところなんですけれども、こちらは各市単位で受入れの体制を考えていくというのは非常に困難なことかなというふうに思っておりまして、国の制度改正を待つ部分も必要かなというふうにも思っておりますし、今は日中の通いの場の時間の延長というようなところも示されている中で、どういった対応が取られるかというのは引き続き検討していく必要があるのかなというふうに思っています。

　そういう状況の中でこの青年・成人期の余暇活動というのをどういう形で充実させるかというのは、やはり一つ生涯学習の場というのをきちんと提供できることが市としてできることなのかなというところで、まず取り組みたいのがこのひばり学級、今、同様の取組を行っておりますので、こちらの拡充をしていきたいというのが市としての考えでございます。

　あと、さいわい福祉センターにつきましては、来年度また指定管理者の選定がまたあるというところで、内容の検討というのは東京都同胞援護会さんとともに調整をまたさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、この施設貸出しというのを有効に活用して今まで青年・成人期の余暇活動の実施というのを一つの段階で御協力いただきながら、実施ができているというところですので、こちらも拡充を図ってまいりたいというところから令和６年度に関して週２回という形で日数を増加させていただいたという状況でございます。

【会長】　　委員、お願いいたします。

【委員】　　　２点ありまして、このひばり学級の拡充は結局、令和７年度オープン事業とかというのは福祉課ではなく、生涯学習課で進めるのかなというところと、あともう１点、お願いですけれども、やっぱり今１８歳の壁というか、かるがもと優優で青年活動でやっていますけれども、今の放デイのように毎日利用者さんをお預かりすることはできなくて、やっぱり各事業所週１日か２日が精いっぱいのところで、今のお母さんたち、ほとんど週５で働いている方が多い中で、では、あとの日どうするのというのが今、この卒業を目の前に移動支援とかで相談を受けるんですけれども、移動支援だって、はっきり言ってやればやるほど赤字の中の移動支援の単価でちょっと受けられないなというところもあって、本当に事業所としてもどういうふうにしていいか分からないし、親もどうしていいか分からないしというので、すごく今もやもやしているのが現状です。

　なので、やっぱり都や国の、確かに市単独ではできないというのは理解はできるんですけれども、もうちょっと案がないかなというのは考えているところです。

【会長】　　です。ありがとうございます。委員、お願いいたします。

【委員】　　９月ぐらいの相談支援部会で放デイが１８歳まででということで、それ以降どういうふうにしているのかということで相談支援部会の方たちに、グループワークがあったので、ちょっと聞いてみたんですけれども、やっぱり諦めた親がほとんどで、それとあと、家に利用者さんがいられる方はもう家にいてもらうということで、本当に親御さんの仕事を継続できている人がごく僅かというのが現状らしいです。

　一つは家にいてもらうということは本当に果たしてその利用者にとっていいのかというのがちょっと不安な部分でもあって、やっぱりちょうど成人期で、本当に社会経験が、人との関係やいろいろな経験を積むことが大事な時期にもう家に毎日いるという、テレビを見たり、ゲームをしたりというだけで本当に過ごしていていいのかというのがちょっとあって、先ほどのまことさんではないけれども、本当に集団生活をしたときに、やっぱり自分がやっていた生活とは違う生活をしなければいけないことのストレスが出てしまうと、本当に同じようなことが繰り返されてしまうような気がするので、本当にせっかく放デイで親の就労保証ができて、それで成人期になったら、その壁があってみたいな、そういう矛盾が早く解消できると、やっぱり利用者にとってはいいのかなというふうに思っています。

　今度の報酬改定で生活介護が時間制を示されて、次のときには一応７時間、生活介護、今普通は６時間以下が多いんです。送迎と、送迎はカウントできないので３０分以上にならないと。生活介護が７時間以上やらないと、報酬単価が維持できないという仕組みを今度厚労省が考えているらしいんです。そこに、だから、１８歳の壁を解消する施策があるのではないかなというふうに思っているんですが、ただ働く側からすれば、放デイは学校があって、その後、６時半まで、７時までというふうに４時間ぐらいやるんですけれども、生活介護の場合だと、朝早くから来ているわけで、学校と放デイを両方一緒に生活介護をやれるのかという話もあって、そういう意味でもただ単なる時間の延長ではなくて、もうちょっとしっかりとした制度設計をしてほしいなという思いもあって、国に対して働きかけをここの場でもやっぱりやっていかないと、そのまま制度の矛盾や制度によって利用者が制約を受けた暮らしをしなければいけないというふうになってしまうのはやっぱりおかしいなというふうに思うので、自立支援協議会としてやっぱり国に対してとか、さっきの１８歳の壁について要望書なり、何か出さないと、対市役所だけ、市役所の財力ではなかなか難しい部分もあるので、やらないといけないのかなというふうに感じています。

　すみません。長くなりました。

【会長】　　です。ありがとうございます。委員、お願いいたします。

【委員】　　　先ほど委員さんもおっしゃっていたように、本当に放課後等デイサービスができる前から、かるがもさんとかこのみさんとか、就労支援の会というところからスタートして親の就労を守っていくというところから始まって、今度はやっぱり当事者支援というふうに、放課後等デイサービスができて、今の形に親のやっぱりレスパイトも大事だけれども、当事者支援も大事だというふうな感じで放課後等デイサービスがこうやって広がってきたという経緯もあって、成人になったからといって、１８歳になったからといって、仕事が終わって１人で家でお母さんとお父さんが帰ってくるまでの間、家で留守番できるなんていう子はほんの一握りしかいないわけで、本当に軽度だから大丈夫というふうに思っているかもしれないんですけれども、親の会の息子さんは本当に軽度なんだけれども、家で留守番もできて、でも、やることがないから、ずっと携帯のオンラインゲームをやっていて、毎月毎月、１０万も課金していたんですって。やることないからゲームをずっとやっていて、お金をどんどんどんどんそうやって課金していってしまって、それがつい最近発覚したって、請求書が来てびっくりというふうなことも聞きました。

　だから、やっぱり本当に、もう何だろうな、家でそんな留守番をさせておいて安心な子は１人もいないのかなというふうに思っています。

【会長】　　ありがとうございました。

　そのほか、御発言おありでしたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

　それでは、事務局はただいま御発言いただいた意見を踏まえながら、事業の実施を進めてください。よろしくお願いいたします。

　それでは、次第の２番、その他につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

【管理係長】　　２点御説明をさせていただきます。

　御報告事項という形になります。まず、１点目が医療的ケア児の関係になるんですけれども、東久留米市ではこちらの地域自立支援協議会を医療的ケア児の協議の場と定めておるところです。令和４年度に医療的ケア児の受入れのガイドラインを定めまして、その中で切れ目のない支援に向けた体制整備という項目で医療的ケア児コーディネーターですとか、各対象施設の担当者等で構成する連絡会を設置いたしまして、必要な情報共有等を行うとしているところであります。

　昨年の１２月に連絡会のほうを開催いたしまして、参加した課が障害福祉課、健康課、子育て支援課、児童青少年課、子ども家庭センター、学務課、指導室といったところで、幼児の段階から学校を卒業するまでという形で基本的に一堂に会して情報共有等を行ったところでございます。内容としましては、各施設における医療的ケア児の受入状況等の情報共有ですとか、医療的ケア児コーディネーターの役割等について話合いをさせていただいたところでございます。切れ目のない支援に向けてというところでは、どういった方が地域で医療的ケアを必要とされている方がいらっしゃるのかというところを各施設、各課で把握していくというところがまず一つなのかなというところがありまして、こういった将来的に何かしらのサービスを利用される可能性がある方を把握するというところで主要諸施設のほうでも準備が事前にできるということもございますので、そういった医療的ケアを必要とされているお子様はどれくらいいらっしゃるのかというところを各課でまた持ち寄って把握する方法というか、管理していくというところをこれから検討していくといったところを話合いをしたところでございます。

　また、先週の月曜日に東京都の医療的ケア児支援センターのほうが市に訪問されまして、こちらは東京都立小児総合医療センターのほうに今設置されている東京都の医療的ケア児支援センターになるんですけれども、そこで東京都の広域的な支援を行っていらっしゃるセンターのほうと情報共有を行っております。また、わかくさ学園のほうにも御訪問いただきまして、実際の支援の内容ですとかも情報共有させていただいたところでございます。医療的ケア児の支援はこれからも必要な方もいらっしゃるかと思いますので、また市の中でも情報共有等をいたしまして、切れ目のない支援に向けて引き続き活動をしていくといったところでございます。

　失礼しました。医療的ケア児の受入方針のガイドラインと申し上げたんですけれども、ガイドラインは各施設で作っているものになりますので、全体的な受入方針ということで御提示をさせていただきます。

　あともう１点は、基幹相談支援センターのお話なんですけれども、第７期障害福祉計画におきまして、目標を令和８年度に向けた目標というところなんですけれども、地域の中での相談支援体制を充実・強化するために、令和８年度末までに総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関との連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置しますとしているところでございます。

　基幹相談支援センターの役割としましては、主に４つ、今示されておりまして、地域生活支援事業に関する業務というところで必要な情報の提供でしたり、助言、その他の便宜供与といったところや虐待防止ですとか、成年後見制度の利用といった内容になっております。２番目が障害に対する情報提供と保健指導に関する業務というところで、こちらは実際の個々人の方に対しての必要な情報の提供ですとか、助言・指導を行うというところでまた、新たに中核をなす業務として追加されたというところは、地域の相談支援事業者等の後方支援に関する業務です。支援者の方に対する必要な助言・指導などの実施というところと、あと、協議会活動の推進に関する業務というところでは自立支援協議会の推進に関する業務というところになります。

　東久留米市におきましては本年度から相談支援事業所連絡会議というところで地域自立支援協議会の傘下に相談支援事業所連絡会議のほうを設置しておりまして、その中で地域の課題等をお話合いしていただいているところでございます。また、今月から障害者相談支援体制整備事業というものを東京都のほうが行っておりまして、その事業を活用させていただきまして、他市で基幹相談支援センター、実際に運営されている相談支援専門員の方をアドバイザーとしてお招きしまして、あと、地域の資源の開発ですとか、東久留米市としてどういった形での基幹相談支援センター設置を目指していくかというところでまずは検討を開始したところでございます。こちらの制度も活用しながら、東久留米市でどういった形で基幹相談支援センターを設置していくのがよいかというところをまだ市のほうでたたき台というか、考えをまとめさせていただきまして、またそちらをこちらの場でまた御提案させていただきまして、様々御意見をいただきながら、令和８年度の設置に向けた検討を来年度以降進めていければと考えておりますので、そちらも御協力のほうをよろしくお願いいたします。

　以上でございます。

【会長】　　事務局よりその他の御連絡がありましたが、何か質問等おありでしたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

　それでは、本日の議題は全て終了いたしました。円滑な議事進行に御協力いただきましてありがとうございます。追って事務局より議事録の確認があると思いますので、御出席いただいた皆様におかれましては、確認のほうをよろしくお願いいたします。時間が少し超過しまして、大変申し訳ありませんでした。

　それでは、第５回の協議会をこれで閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

――　了　――